○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道夕張市鹿の谷山手町一六の三、一七の一、一七の三、一八の四、一八の五、一九の二、末広一丁目一〇七の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道空知郡奈井江町字東奈井江五九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ北海道空知総合振興局及び奈井江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道寿都郡黒松内町字大成三七〇の一、字東栄七一八の一、七一九の一、七一九の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大成三七〇の一・字東栄七一八の一・七一九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ北海道寿都総合振興局及び黒松内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町大成区長磯二八四の五（次の図に示す部分に限る。）、二五七、二八五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれ北海道久遠総合振興局及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町糸沢字足駄沢三五六八から三五七一まで、三五七三、三五七四、三五七六の一、三五七七の一、三五七八の一、三五七九の一、三五八〇の一、三五八一の一、三五八一の四、三五八二の一、三五八三、三五八四の一、三五八四の三、三五八四の四、三五八五から三五八八まで、三五九〇から三六〇九まで、三六一〇の一、三六一一から三六六七まで、三六八一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　宮崎県串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村押場字向山五の三・六の三・六の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県東田川郡庄内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月二日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡浪江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）